

# 障害者虐待防止法における 市町村の役割を考える

## ～ 虐待防止センターを中心に ～

(福) 全日本手をつなぐ育成会 政策研究開発センター委員 機関誌「手をつなぐ」編集委員  
(社) 日本発達福祉連盟「発達障害白書」編集委員

又村 あおい

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

1

## 又村からお話させて いただくことは..

- 障害者虐待防止法において市町村が担うべき役割
- 先行する児童、高齢分野における虐待防止施策との関係性整理
- 関係性の整理を踏まえた、市町村における対応の方向性

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

2

# まずは、 障害者虐待防止法 の概要を 見ていきましょう

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

3

## 障害者虐待防止法(その1)

- 正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- 施行日は平成24年(2012年)10月1日
- 国民に障害者虐待の禁止を義務付け
- 「障害者虐待」を次の3類型に分類
  - ① 養護者による虐待
  - ② 障害者福祉施設従事者等による虐待
  - ③ 使用者による障害者虐待

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

4

## 障害者虐待防止法(その2)

- 虐待の定義は、主に「身体的虐待」、「ネグレクト(養育放棄)」、「心理的虐待」、「性的虐待」「経済的虐待」の5種類
- 市町村に「障害者虐待防止センター」、都道府県に「障害者権利擁護センター」を設置し、虐待通報の受理などを担う
- 虐待を受けてしまった障がいのある人の保護だけでなく、家族への支援など未然防止も含まれる

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

5

## 3つの虐待防止法

- 虐待の防止に関する法律は「児童」「高齢者」「障害者」の3類型あり、それぞれの法律は守備範囲を分けあっている
- 障がい児については、基本的に児童虐待防止法と児童福祉法が根拠法令となる

児童・高齢・障害の各虐待防止法の概要については、別添の厚労省資料を参照のこと

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

6

## 市町村が担うべき役割

- ① 家族などからの虐待に関する相談や通報受理
- ② 自宅等への立ち入り調査
- ③ 虐待を受けた障害者の一時保護措置
- ④ 支援事業所からの虐待に関する相談や通報受理
- ⑤ 企業等からの虐待に関する相談や通報受理
- ⑥ 主に家族などからの、虐待防止に関する相談対応
- ⑦ 家族などを対象とした、虐待防止のためのグループ支援
- ⑧ 虐待防止のため広報や研修会などの啓発活動

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

7

## 虐待防止3法の比較(その1)

### 虐待の定義（虐待者の比較）

児童	保護者(家族)
高齢者	養護者(家族)、介護施設従事者(支援者)
障害者	養護者(家族)、支援者、使用者(会社・同僚)※ 病院や学校、保育所等は定義から外れるため、虐待防止措置を義務付け

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

8

## 虐待防止3法の比較(その2)

### 家族からの虐待通報の受理

児童	都道府県、市町村
高齢者	市町村
障害者	市町村

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

9

## 虐待防止3法の比較(その3)

### 支援事業所からの虐待通報の受理

児童	規定なし(児童は家族のみ対象)
高齢者	市町村
障害者	市町村

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

10

## 虐待防止3法の比較(その4)

### 使用者（企業）からの虐待通報の受理

児童	規定なし(児童は家族のみ対象)
高齢者	規定なし(高齢は家族、支援事業所が対象)
障害者	市町村

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

11

## 虐待防止3法の比較(その5)

### 虐待に関する相談対応

児童	都道府県、市町村
高齢者	市町村
障害者	市町村

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

12

## 虐待防止3法の比較(その6)

### 虐待に関する立入調査権限

児童	都道府県(または児相設置市)
高齢者	市町村
障害者	市町村

※ いずれの法律も「福祉に関する事務に従事する職員」(福祉課所属職員など)が立入調査する規定となっており、実質的には市町村職員でなければ対応することができない

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

13

## 虐待防止3法の比較(その7)

### いわゆる一時保護措置

児童	児相における一時保護措置
高齢者	市町村による短期入所等措置
障害者	市町村による短期入所等措置

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

14

## 虐待防止3法の比較(その8)

### 養護者（家族）指導・支援

児童	都道府県(児相設置市)による保護者指導
高齢者	市町村による養護者(家族)への助言、短期入所利用などの支援
障害者	市町村による養護者(家族)への助言、短期入所利用などの支援

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

15

## 虐待防止3法の比較(その9)

### 虐待の予防（広報・啓発）

児童	国・都道府県・市町村の責務
高齢者	国・都道府県・市町村の責務
障害者	国・都道府県・市町村の責務

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

16



## 虐待防止3法の比較(その10)

### 虐待の予防（広報・啓発）

児童	国・都道府県・市町村の責務
高齢者	国・都道府県・市町村の責務
障害者	国・都道府県・市町村の責務

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

17

## 虐待防止3法の比較(その11)

### 成年（未成年）後見制度の活用

児童	法に明記はないが、未成年後見制度の活用は想定される
高齢者	成年後見制度の利用にかかる経済的負担軽減措置規定あり
障害者	成年後見制度の利用にかかる経済的負担軽減措置規定あり

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

18

## 虐待防止3法の比較(その12)

### 関連業務の委託

児童	規定なし
高齢者	委託可能(ただし、家族からの虐待部分のみ)
障害者	委託可能(全体的に委託可能)

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

19

## 虐待防止3法の比較(その13)

### 市町村に対する専門職員の確保要請

児童	規定なし
高齢者	規定あり(高齢者虐待へ専門的に従事する職員の確保)
障害者	規定あり(障害者虐待へ専門的に従事する職員の確保)

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

20

## 虐待防止3法の比較(その14)

### 学校や病院などでの虐待防止施策

児童	規定なし
高齢者	規定なし
障害者	規定あり(学校や病院、保育所などへ虐待防止措置を)

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

21

## 虐待防止3法の比較(その15)

### 市町村虐待防止センター

児童	規定なし
高齢者	規定なし
障害者	規定あり(障害福祉部署や施設などがセンター機能を果たす)

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

22

# 市町村において 対応すべき ポイントは何か

障害者虐待防止センターを中心に

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

23

## 次々と法律が制定・改正

【制定】 障害者虐待防止法

【主な改正】 障害者基本法、障害者自立支援法、児童福祉法

【その他】地域主権一括法

※ 今後2～3年は、障がいのある人に関連する制度改正が目白押し・・・実施主体(特に市町村)も施行準備が目白押し

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

24

## センターをどう考えるか

- 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての「機能を果たす」ようにする【**障害者虐待防止法第32条より抜粋・カッコ部は又村による**】
- なぜ、「設置する」でも「実施する」でもなく、「機能を果たす」なのか？

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

25

## 先行他分野との連携は？

- ここまで整理したとおり、児童・高齢分野と連携できる部分は多いと思われる
- 通報の受理、相談体制の整備、家族に対する支援、一時保護、広報・啓発などは共通で取り組むことが可能
- ただし、障がい分野における独自性を確保する必要あり(専門人材の配置など)
- また、障害者虐待防止法に特有の取組みについては、何らかの方法で対応が必要

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

26

## 障害独自分野への対応は？

- 使用者(企業)における虐待防止施策の推進【一義的には都道府県だが、管内企業への啓発活動などが必要】
- 学校や病院、保育所などに対する虐待防止措置の要請や実効性の担保【管内の学校や病院等に対して虐待防止措置の提出を求めるなどの対応が必要】
- いわゆる一時保護所の確保【短期入所実施事業所との委託契約が必要】

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

27

## 障害独自分野への対応は？

- 養護者(家族)に対する虐待防止施策【地域の当事者団体(親の会や家族会)と連携した、虐待防止ワークショップなどの開催が必要】

連携できる部分は先行分野の仕組みを活用しつつ、独自対応が必要な部分や連携部分に対する障がい特有の視点を盛り込む役割は虐待防止センターが担う・これらの「総体」が虐待防止センターとしての「機能を果たす」ことになるのでは？

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

28

## 検討に向けて(その1)

- 虐待防止法の施行は10月なので、必要な予算確保も含めてそのタイミングに間に合えばベスト
- しかし、どうしても難しければ、障害者総合支援法の施行タイミング(2013年4月)に合わせて体制整備する考え方もある
- いずれにしても、虐待防止法は多制度と密接に関連。**地域の支援体制をトータルに再検討する絶好のチャンス**

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

29

## 検討に向けて(その2)

国や都道府県の強力な  
バックアップが不可欠！！

- まず「何で困っているか」の拾い出し
- 特に町村部に対しては業務の肩代わりも含めた支援が不可欠
- とともに考え、決まったら先頭に立って引っ張るスタンス

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

30

ご清聴、  
ありがとうございました

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料

31

## More Info・・・(その1)

- 全日本手をつなぐ育成会機関誌「手をつなぐ」

又村が編集委員をしています。主に知的障がい・発達障がいのある人と家族のための情報が掲載されています。(又村も連載を持っています)もし興味がありましたら、こちらのHPをチェック!

<http://www.ikuseikai-japan.jp/aboutus/aboutus06.html>

または、「全日本手をつなぐ育成会」で検索していただくとたいがいはトップで表示されます。

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料



## More Info・・・(その2)

東日本大震災 復興支援

**ミンナDEカオウヤ**

### 【ミンナDEカオウヤ プロジェクト】

東日本大震災で被災した障害者福祉事業所で製作されている授産品を、東京・愛知・大阪といった都市部で販売する、参加型プロジェクトです。

★ 以下のURL、または検索ソフトで「ミンナDEカオウヤ」を入力！！

<http://www.insweb.jp/report/minnaDE>

2012年5月12日 & 6月3日 PandA-J 2012障害者虐待防止セミナー資料